

令和 8 年度
償却資産(固定資産税)申告の手引

町税につきましては、日頃格別のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、償却資産の所有者は、事業の用に供することのできる償却資産を申告していただくことになっております。
この「申告の手引」を参照のうえ申告書を作成してくださるようお願いいたします。

I 申告期間

令和8年1月5日(月) ~ 令和8年2月2日(月) 8:30~17:15
(土・日・祝日を除く)当日消印有効

申告期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、次の日付を目途にご提出いただきますようご協力お願いいたします。(郵送可)

令和8年1月19日(月)

II 提出先

〒503-2492
岐阜県揖斐郡池田町六之井1468番地の1
池田町役場 総務部 税務課 資産税係
代表電話番号 0585-45-3111(内線141)

III 償却資産の申告について

1 申告をしていただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在、池田町内において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、その資産について所定の事項を申告していただくことになっていきます。

2 提出をしていただく書類

- (1)前年中に資産の増加や減少があった方
 - ・ 償却資産申告書
 - ・ 増加用(緑色)・減少用(赤色)の種類別明細書
- (2)前年中に資産の増加や減少がなかった方
 - ・ 償却資産申告書(備考欄の「1. 資産の増減なし」を○で囲む)
- (3)初めて申告される方
 - ・ 償却資産申告書
 - ・ 増加用(緑色)の種類別明細書
- (4)事業の廃止、休業をされた方
 - ・ 償却資産申告書(備考欄の「3. 廃業ほか」を○で囲み、年月を記入)
- (5)企業の電算処理による全資産申告をされる方
 - ・ 償却資産申告書
 - 本町の申告書を使用しない場合でも、本町の申告書を添付してください。(eLTAXを除く)評価額(ホ)欄を記入してください。
 - ・ 1月1日現在の全資産の種類別明細書
 - 税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、改正年、改正前後の耐用年数をそれぞれ記載してください。
 - 増加、減少した資産のリストを添付してください。
 - 増加資産、減少資産がある場合は、増減理由を摘要欄に記入してください。
 - 評価額を算出のうえ記入してください。
- (6)全事業者
 - ・ 固定資産台帳または減価償却費の計算書等のコピー

3 番号法に定める本人確認

平成28年1月1日以降に提出する償却申告書の様式にマイナンバー(個人番号)・法人番号の記載欄が追加されました。これにより、マイナンバーを記載した申告書を提出していただく際、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は、本人確認資料の写しを添付のうえ提出してください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合やeLTAX(電子申告)による申告の場合は、本人確認資料の提示、添付は不要です。

(1)本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	個人番号カード・通知カード・住民票の写し(個人番号付)等
身元確認資料	個人番号カード・運転免許証・旅券証等

(2)代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料の写し	本人の個人番号カード・本人の通知カード 本人の住民票の写し(個人番号付)等
代理人の身元確認資料	代理人の個人番号カード・代理人の運転免許証・代理人の旅券 「代理人の税理士証票」登記事項証明書及び社員証(代理人が法人の場合)等
代理権確認資料	「税務代理権限証書」「委任状」等

特に、町外在住の方について、窓口では個人番号の確認ができませんのでご注意ください。

4 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産(鉱業権、漁業権、特許権、その他の無形減価償却資産を除く。)でその減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもののうちその所得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税または所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。ただし、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとします。

※ 償却資産の性格

地方税の固定資産税(償却資産)は町が、構築物、機械等の有形固定資産を所有する事業者が、所在している町から有形無形の行政サービスを受けており、その受益の下に事業活動を行っていることに着目した「応益課税の原則」を基に課税するものです。

<申告が必要な資産>

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができ、耐用年数が1年以上で、取得価額が10万円以上の資産ですが、以下の資産も該当します。

- ① 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満であっても、税務会計上、個別償却をしている資産
 - ② 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
 - ③ 償却済資産※1・簿外資産※2でも事業の用に供することができる資産
- ※1 国税において耐用年数が経過し、簿価が1円(備忘価額)に達した場合でも、事業の用に供することのできる状態にある限りは、固定資産税(償却資産)の評価額は取得価額の5%のままとなります。
- ※2 簿外資産は国税において減価償却を行うことができないものです。しかし、固定資産税(償却資産)においては、その資産が事業の用に供することができるものは申告が必要となります。
- ④ 福利厚生のに供するもの(社宅・宿舍・寮等の器具備品・構築物等)
 - ⑤ 建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部または全部が1月1日現在事業の用に供されている資産
 - ⑥ 遊休及び未稼働資産であっても、1月1日現在事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、事業の用に供することができる状態にある資産
 - ⑦ 資産の所有者が他の事業を行う者に貸し付けている事業用資産
 - ⑧ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
 - ⑨ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却をしているもの
- (例)中小企業者の30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産
・税務署に提出された直近の「減価償却資産明細書」(写)または「減価償却費の計算」部分の(写)の添付をお願いします。

- ・電子申告(eLTAX)によりパソコンから申告することができます。
- ・申告書控に受付印が必要な方は、返信用切手を貼付した封筒を同封してください。

<申告の必要がない資産>

次の資産は、償却資産の課税対象にならないので、申告の必要はありません。

- ① 耐用年数(使用可能期間)が1年未満またはその取得価額が10万円未満の減価償却資産で法人税法等の規定により一時に損金に算入または必要経費とされたもの
- ② 取得価額が20万円未満の減価償却資産で法人税法等の規定により事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの
- ③ 平成20年4月1日以降に取得し売買扱いとするファイナンス・リース取引に係るリース資産でその所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税及び軽自動車税の種別割の課税対象となるべき原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車など(実際に自動車税の種別割等が課されている必要はありません。)
- ⑤ 無形固定資産(特許権、鉱業権、漁業権、電話加入権、営業権、ソフトウェア等)
- ⑥ 古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代価性のないもの並びに美術品等(取得価額が1点100万円以上のもので時間の経過や使用によりその価値が減少しないもの)
- ⑦ 牛、馬、豚、山羊、果樹その他の生物【減価償却資産の耐用年数表(抄)<別表4>におけるもの】(ただし、観賞用、興行用その他これらに準ずる用に供する生物は除く。)
- ⑧ 繰延資産

5 償却資産の種類

〔課税客体の例〕

種 類			
1種	構築物	構築物	井戸、舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告塔、看板 等
		建 物	家屋の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、予備電源設備、中央監視制御装置、簡易間仕切り、LAN配線、特定の生産または業務用の設備 等
		附属設備	家屋の所有者と異なる方(テナント)が賃借している家屋に取り付けた内装、造作、建築設備等の特定附帯設備
2種	機械及び装置		顧客のための厨房、工作機械・印刷機械・建設機械・食料品製造機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置 等
3種	船舶		遊覧船、ボート、漁船、貨物船、はしけ(バージ) 等
4種	航空機		飛行機、ヘリコプター 等
5種	車両及び運搬具		ブルドーザー・パワーショベル等の大型特殊自動車のうち、建設機械に該当するもの(ナンバープレートの分類番号が「0」、「00～09及び000～099」) フォークリフト等の大型特殊自動車のうち、建設機械以外のもの(ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99及び900～999」) 農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車 等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象になるべき乗用車、トラック等は除く。この2税は道路損傷負担金としての性格を有するものである。
6種	工具・器具及び備品		測定工具、切削工具、金型、机・椅子等の応接セット、レジスター、金庫、事務機器、陳列棚、自動販売機、エアコン、パソコン、テレビ、娯楽用器具、医療用機器、理容及び美容機器 等

6 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと次のとおりです。()内の数字は、各資産の耐用年数ですが、あくまでも標準的な例です。詳しくは、<https://elaws.e-gov.go.jp/> を参照願います。

業 種	課 税 対 象 と な る 主 な 償 却 資 産 の 例
共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又15)、テレビ(5)、その他
喫茶・飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理容・美容業	理容・美容椅子(5)、消毒殺菌機(5)、サインポール(3)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、湯沸かし器(6)、その他
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、ミシン(6)、ビニール包装設備(6)、その他
医療・薬局業	レントゲン機器(6)、手術機器(5)、歯科診療用ユニット(7)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、ベット(8)、その他
小売業 食肉・鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又15)、圧縮機(10又15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
不動産貸付業	フェンス(10)、コンクリート塀(15)、アスファルト舗装(10)、カラータイル舗装(15)、自転車置場(7)、緑化施設(20)、街灯(10)、側溝(15)、太陽光発電設備(17)

◆ 賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産

- ・コンクリートブロック塀(15年)
- ・アスファルト舗装(10年)
- ・フェンス(10年)
- ・カラータイル舗装(15年)
- ・側溝(15年)
- ・コンクリート舗装(15年)
- ・自転車置場(7年)
- ・太陽光発電設備(17年)
- ・外灯(10年)
- ・植栽・庭園(20年)
- ・エアコン(6年)
- ・門、アーチ、看板(金属製20年、金属以外10年)
- ・ごみ置場(金属製15年・金属以外8年)
- ・物置(8年)

※アパート本体は家屋として課税されます。

※()内は標準的な耐用年数となっています。詳しくは、<https://elaws.e-gov.go.jp/> を参照願います。

※構造または用途により異なる場合があります。

◆ テント用倉庫の課税方法の変更について

令和5年以降に建築されたテント倉庫(登記の有無を問わない)は、令和6年度以降「家屋」として課税されます。令和4年以前に建築された物件については今後も引き続き「償却資産」としての申告が必要です。

7 償却資産の評価と課税標準額

償却資産の評価においては、取得価額を基礎として、その資産の耐用年数及び取得後の経過年数に応ずる減価を考慮して価額を求める方法をとっています。前年中に取得された資産の評価は「固定資産評価基準」により取得月にかかわらず、半年償却とします。

〔課税標準額の算出〕

個々の資産ごとに「評価額」を計算し、その合計が課税標準額になります。

〔計算方法〕

区分	前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
評価額	取得価額×(1－減価率/2)	前年度評価額×(1－減価率)
	(取得価額× 率表の前年中取得欄の率)	(前年度評価額× 率表の前年前取得欄の率)

注:1 減価率(償却率)は耐用年数省令の定率法による償却率を用います。

2 □ の部分の計算は、「減価残存率表」の数値になります。

8 税率・税額など

○税率

課税標準額の100分の1.4(1.4%)

○税額

税額 = 課税標準額 × 税率
(100円未満切捨) (1,000円未満切捨) (1.4/100)

○免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

※ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

○納期

納期は年4回(通常4月、7月、9月、12月)です。

9 国税との主な違い

項 目	国税の取り扱い (法人税法・所得税法)	地方税の取り扱い (固定資産税)
償却計算の基準日	事業年度 (決算期)	暦年(賦課期日制度) (1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法等の選択制 (建物については定額法)	一般の資産は旧定率法を適用 (原則として固定資産評価基準に定める減価率)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認めている	認めていない※1
特別償却・割増償却	認めている (租税特別措置法)	認めていない
増加償却	認めている	認めている
評価額の最低限度	備忘価額(1円)	取得価額の100分の5※注2
改良費(資本的支出)	原則区分評価、一部合算評価	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満)	損金参入可能(法人税法施行令133、所得税法施行令138)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金参入可能(法人税法施行令133の2、所得税法施行令139)	損金算入したものは課税対象とならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)
青色申告書を提出する中小企業等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	損金参入可能(租税特別措置法28-2、67-5)	課税対象となる

※注1 固定資産税では、応益課税という性格から圧縮記帳は認められていません。

国庫補助金等で取得価額を圧縮した資産を取得した場合は、申告書作成の際、圧縮前の取得価額(原始取得価額)をご記入願います。

※注2 固定資産税では、取替資産等を除き全て旧定率法で評価し、取得価額の5%が最低限度額となります。よって、国税における備忘価額を認めていません。

10 増加償却した資産

令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、増加償却をした資産がある場合は、税務署長または国税局長に提出した届出書若しくは承認通知書の写しを申告書に添付願います。

11 リース資産の取扱い

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している賃貸人が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている賃借人が申告場合があります。リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は以下のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常賃貸借契約によるリース資産	申告不要	資産の所在する市町村へ申告必要
売買にあたるようなリース資産	自己の資産として申告必要	申告不要

なお、割賦販売(所有権留保付売買資産)の資産は、原則として買主に申告義務があります。

12 耐用年数について

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、第2、第5、第6に掲げる耐用年数によるものとしませんが、例外として次の耐用年数も適用されます。

(1)中古見積耐用年数・・・耐用年数省令第3条第1項の規定により見積もった耐用年数

※1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年に満たないときはこれを2年とする。

①法定耐用年数の全部を経過した中古資産の場合

見積耐用年数＝法定耐用年数×20／100

②法定耐用年数の一部を経過した中古資産の場合

見積耐用年数＝(法定耐用年数－経過年数)＋経過年数×20／100

(2)短縮耐用年数・・・・・・・耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けたときの耐用年数

※この場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

13 取得価額について

償却資産の取得価額とは、資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額です。

補助金等で取得価額を圧縮した資産を取得した場合は圧縮前の取得価額(原始取得価額)、譲渡・贈与等により取得した場合は再取得価額が取得価額となります。

よって、国税とは取り扱いが異なりますので注意してください。

なお、償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額※)を含みます。

※付帯費の額といいます。

14 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取り扱いの例によって算定します。

事業者の区分	国税(法人税・所得税)の経理方式	固定資産税(償却資産)の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

15 固定資産課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて決定した価格等について、4月1日から税務課で課税台帳の閲覧ができます。(地方税法第382条の2)

16 実地調査のお願い

申告書受付後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査(必要な帳簿書類や資産に係る調査等)を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、調査に伴って修正申告をお願いする事がありますが、その場合の課税年度は現年度だけでなく過年度に遡及することがありますので、あらかじめご承知おきください。

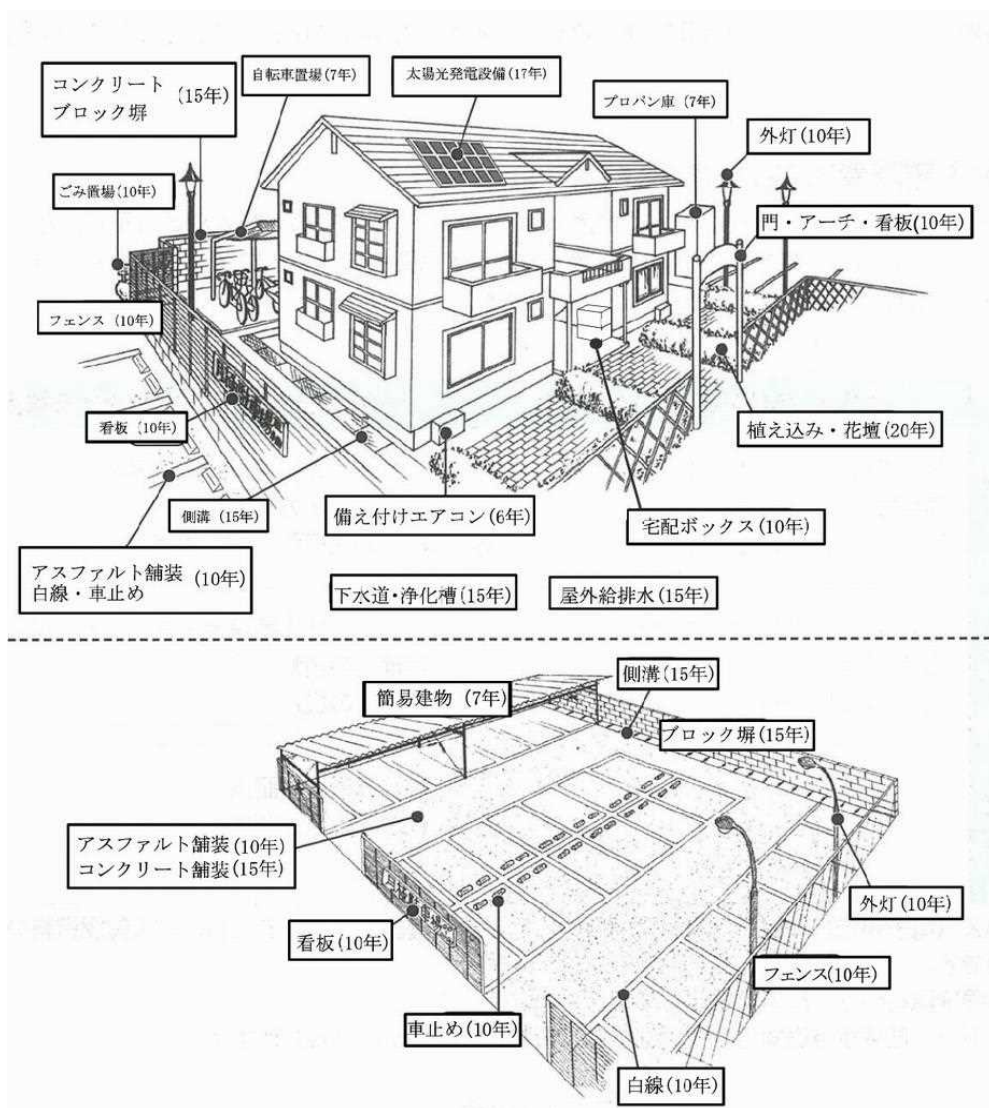
17 不申告または虚偽の申告

正当な理由がなく申告されない場合、または虚偽の申告をされた場合は過料等の罰則を科されることがあるほか、不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。(地方税法第368条・第385条・第386条)

18 過年度への遡及等について

調査に伴う内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法第17条の5第5項の規定により、5年度分。なお、地方税法第17条の5第6項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分)遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。



IKEDA

